

実践報告

保護司活動の過去・現在・展望

—更生保護と向き合った38年

(昭和53年9月1日～平成28年8月31日) —

坂本悠紀子

- 1.はじめに
- 2.保護司の立場から、対象者に対する面接・助言・報告の変遷
- 3.各ケースにおいて社会資源をどう活用したか
- 4.考察

1. はじめに

保護司を受けたきっかけは、保護司をしていた主人の仕事が大変忙しくなったことであり、社会福祉学を学んだ私は後任が見つかるまでの間と引き受けた。

この頃の保護司活動は、厳しい守秘義務があり近所で誰もその存在を知らされていなかった。表札にかかれることも無く、住所を頼りに対象者は面接に来訪してきていた。

対象者はその様子から変わった人といわれたことがあったが、親しい親族がテレビ局にいたことが幸いし、そういう仕事をした人だと説明したことがあった（髪の毛を7色に染めモヒカン刈りにして通っていた対象者がいた

ため)。

2. 保護司の立場から、対象者に対する面接・助言・報告の変遷

(1) 保護司とは

法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であるが、実質は無給のボランティアの上、毎年活動に備えての会費（全国統一された団体への参加費・互助会のようなもの）が必要となる。

保護司法第1条に、保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者および非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人および公共の福祉に寄与することを、その使命とする、となっている。

更生保護法第61条第1項で、「保護観察における指導監督及び補導援護は、…保護観察官又は保護司をして行わせるものとする」と規定されているが、保護観察官は同時に多くの保護観察対象者を担当するため、保護司への助言や本人に対する指導は積極的に行われているとは言いがたい状況で、有識者会議¹でも保護観察所が保護司に対して過度に依存していると厳しく批判されたことがあった²。

(2) 保護司を受ける条件

保護司は経済的・時間的・面接場所に余裕があることというのが最初の条件である。守秘義務が発生するため、面接の状態・時間・場所は口外しないことである（保護司の存在・活動の“隠密性”があったのである）。

(3) 昭和53年の保護司活動

保護司の研修は、法務省ではなく地域の中での先輩保護司や観察官を含めた研修会のみである。よってケースの種類・報告書の書き方・指導の方法な

どは、先輩の研修部長が担当し、毎月新人の保護司に対する指導・助言は地域に任されていた（保護司個々の処遇活動である）。

例題の中で、知らない言葉や処分については、判らないことが多々有り、各地区の会長宅に相談に行くことが毎月あった。専門的な質問は、連携していた地域の警察署員（生活安全課少年係長は、保護司を任命されている）として研修会の折、質問し、追って報告を受けることがあった。

研修会は毎月研修部長の自宅や店（会社や、取引銀行の会議室を無料で借りて）で行われ、先輩保護司の体験した事例がテーマになって行われていたのである。故に会合は、殆どが夜間であった（組織は連携と親睦のためであった）。

面接に関しては、固定電話の利用・又は往訪してポストにメモを置いてくる。突然に行ったときには面接をせず、置手紙によって連絡を取ることが大事である。誰が見てもよいように電話がほしいとだけ書いたものを置く。

（４）保護司活動としての実務（保護観察）

①**居住確認** 観察所からの要請で、〇〇に住むことになった対象者が身元引受人として申し出ているが、その方が住んでいるかを確認し、身元引受人として了承しているかを本人に会って確認してくる。その家または寮などに対象者が住めるか、広さ・経済状態などについて身元引き受けが出来るかの確認をとり、観察官に報告する。

②**1号観察 保護観察処分少年** 家庭裁判所による保護処分言い渡しの日から保護観察処分少年が20歳に達するまで。ただし20歳に達するまで2年に満たない場合は、2年。例外的に23歳まで。

③**2号観察 少年院仮退院者** 地方更生保護委員会の決定による少年院仮退院の日から仮退院の期間が満了するまで。通常は、20歳に達するまでであるが、26歳を超えない範囲で例外が認められている。

④**3号観察 仮釈放者** 地方更生保護委員会の決定による仮釈放の日から仮釈放の期間、すなわち残刑期間の満了するまで。

無期刑仮釈放者は、終身保護観察が継続する。ただし、少年期に無期刑の言い渡しを受けた者は、仮釈放後10年を経過するまでの期間。少年法第51

条 2 項による定期刑，同法第 52 条代項による不定期刑にも例外が認められている。

⑤ 4号観察 保護観察付執行猶予者 保護観察付執行猶予の判決確定の日から，刑の執行猶予期間の満了するまで。

⑥ 5号観察 婦人補導院仮退院者 地方更生保護委員会による婦人補導院仮退院の日から仮退院の期間，すなわち補導処分の残期間の満了するまで。

なお保護観察に付される理由となった犯罪事実がいわゆる交通事犯のみの者の保護観察については，通達に基づき，効率的な運用が図られている。また，保護観察処分少年のうち一定の者について，家庭裁判所の処遇勧告を受けて，通達に基づく短期間の保護観察を実施するものとして，短期保護観察と交通短期保護観察がある。

(5) 実例

担当した保護観察に対し，必要だった活動の連携について以下で述べたい。

① 1号観察対象者の場合

家族

本人 18 歳の少年 父親・祖母・弟・妹の 5 人家族。母親は家出中であった。

事件の概要〈暴力行為〉

高校中退 ボクサーとして登録していたが，同級生とのけんかの折，相手を殴り鼻の骨を折ったまま逃走した。相手は入院。保護観察になるが，地元に住んで知り合いを頼って，新宿に家出し，水道工事店の社宅に同居させてもらって働く。アルバイトとして働いていたが，体力があり社員も足りなかったため本採用になる。祖母逝去。父親は家出中だったため，弟・妹は施設に入った。

大晦日に二人が上京し，兄の社宅の 6 畳に同居する。夕方布団が無いので貸して欲しいといってきたので，使っていない客布団を運ぶ。半年で保護観察は終了。

「助言」

友人がきちんと仕事をしていたことから、友人・保護司・本人で水道工事店の社長に会いに行き、まずアルバイトでよいからと就職を頼む。

「報告」

大晦日に兄を頼って弟妹2人が上京し、新聞配達をし、水道店の給料とで夜学に通い卒業する。

6年がたったころ、葉書で会いに来るといふ。約束の日を待っていると、父親・本人・弟・妹の4人で来訪。2級建築士の免許を持参する。現在は1級建築士として働いている。

②2号観察対象者の場合

家族

タクシー運転手の父・本人 母親は家出をしていなかった。

事件の概要〈暴走族・シンナー使用〉

父親が不在の日は、本人の住むアパートがたまり場になっていた。何回か往訪し、生活のリズムがわかったとき、近所の交番に行きお巡りさんに巡回を依頼する。一日おきに集まっていた仲間が、泊まりにくい環境を作っていた。本人の来訪は守ったが友人たちを断れず、利用されていることも話し合っただけで交番からの巡回を認めた。無職だったのがアルバイトを始め、喫茶店に面会に行くことも定期的になったところで、夜中の二時過ぎに目黒警察から「暴走行為で補導した、迎えに来て欲しい」（父親は仕事でいけない）と連絡があり、すぐに着替えて迎えに行く。

帰りに二人でラーメンを食べながら、こんなことをして一生を棒に振ると話し合い、送っていった。父親が次の日に御礼に来るときも一緒に来て、謝ったので、この子に期待が持てると感じ、好きなことを生かせる仕事を探すように指導する。保護観察終了。

「助言」

自分が好きなことなら、続けられるからそういう仕事に着くのがよいと助言する。一生の仕事にするなら、趣味が生かせる仕事は何かを良く考えることと話す。

「報告」

保護観察が終わってから、2年がたち、父親から銀座のバーのお客の車を運転して送っていく仕事を見つけたという。がんばるように伝える。次の年の年賀状に、アルバイトから本採用になり、今もその店のマネージャーをしている。

お客の車の代行運転手と車の清掃をこまめにし、結婚して今も使ってもらっている。

「社会資源の活用」

少年の家が、シンナーを吸う場所になっていたため、近くの交番に相談し巡回を緊密にお願いし、不良グループの集まりをなくすようにした。

父親にも近くを通るときには、家によるように働きかけた。

③2号観察対象者（IQ70）の場合

家族

父（塗装職人）母（調理員） 本人17歳少女 弟2名

事件の概要〈買春・徘徊〉

17歳の少女は、家出を繰り返し、家族は生活があるため追いつけられない。罪悪感が無く、買春で食べていた。家族は他県に居るが、父親は職人で迎えに来ない。母親も調理員をし、弟2人も不良で補導されていると話す。

本人の身元引受人は、新聞勧誘員でその人の寮に同居。20歳以上年上の人で、来訪には一緒についてくるが、食事は3回とも弁当のため、食器の無い家だった。親も無関心で一度会ったきりで、他県に住んでいた。保護観察が終わってからも目が離せず、用事があれば相談に来てよいとあってあった。

「助言」

家計というものが判らないため、自分で働いて得た収入の中から、使用目的ごとに、袋を作って入れて管理させた。2カ月おきに連絡あり。洋服等補充が出来ないため、保護司会で寄付を頂き間に合わせた。おなかが大きいので妊娠はと聞くと「ピンポン!」という。産婦人科の友人の病院に連れて行き診察を受けると、8ヶ月にはなっていると言われる。

出産準備と子どもの戸籍が無いため、今付き合っている人の戸籍に入籍す

る。命が大事と何度も話す。

「報告」

女兒出産。やくざの男の家で覚せい剤事件に巻き込まれる。四ツ木警察に捕まり、夜中に面会に行き尿検査に立ち会う。警視庁に収監され 10 か月たつて出てきたら、子どもの父親の家に戻る。子どもは緊急で四谷の乳児院に預けて無事であった。現在 4 人の子供のうち、3 人が特別学級。

1 人は、養子にだす。現在離婚して、ヘルパーと、プールの清掃をして生活、母子寮に住む。相変わらず、2 ヶ月に一度は連絡有り。

「社会資源の活用」

転居毎、その地域の民生委員に連絡し、本人にも顔を出させる。子どもの知的障害のしるしや、学校の支援は民生委員から、市役所に連絡し保護を受けている。足の手術の時のみ生活保護を受け、回復して解除をした。

現在、長女は普通に就職・次女は障害者施設に通って仕事をしている。長男は特別学級であるが、高校に通いバスケットを楽しんでいる。次男は養子に出しているが、毎月写真が送られてきて、楽しみにしている。

④ 3号観察対象者の場合

家族

24 才女性 実母・実父・義母逝去 義弟・義妹（所在不明）

事件の概要〈薬物使用・販売〉

ミス吉原として多忙であったため、体力維持のため客から覚せい剤をもらい使用。他の客にも販売をしたが親切心からだという。笠松に入所中、環境調整で連絡有り。

逮捕時にはいていた高級な靴（ランバン）を探して欲しいといってきたので警察から遺失物保管所まで、3 回探したが時間がたっていたため不明だった。吉原の置屋のお母さんに、預けてある荷物を引き取り、笠松で習得した技術（美容師）で就職し、見習いになったがその技術は流行おくれの上、生活が成り立たず、保護観察が終了した。多くの仕事をこなし、16 の資格を取った。28 歳で工業高校に入るため勉強を始める。神奈川県立の電気の専門高校を首席で卒業。本人の努力もあって新年のイベントとして幕張で行われた

高圧電気配線技術のコンテストで優勝し、〇〇の技術指導者の試験に合格。現在も〇〇の訓練校で指導者をしている。

「助言」

中学校を6日しか行けなかったため、常識が無い。金目のものは、昔の働きで買ったが、住まいは事故のあった部屋を安く借りるため、お払いの仕方まで教えた。高校受験に関しては、知り合いに家庭教師をしてもらった。学校での極端ないじめについては、学校側と話し合い、教員用の手洗いを使わせていただいた。保護司仲間では彼女の欲しい資格を持っている方に、話をし、受検のための協力を頂いた。

「報告」

現在は、まともな結婚をし、専門学校で指導し、より上の技術の習得に努力している。

⑤3号観察対象者の場合

家族

本人 40代女性

事件の概要〈放火・殺人〉

嫁姑の問題がこじれて、いじめに耐えられず自宅茅葺の家に放火。舅・姑が、死亡。息子・主人は怪我。

都会育ちの本人は、地方の農家に縁あって結婚し、育ちの違いから日常的にいじめられていると思いついで、発作的に家屋に火をつけた。義父・義母はそのため死亡し、主人に離婚され、服役後、実の姉を頼って上京。

本人の友人の紹介で清掃会社に就職し、まじめに働く。社員寮があったため、一人の生活が続く中、アルコールの量が増え糖尿病になる。保護観察は、終了する。

「助言」

病気がわかった時、地域の民生委員さんに連絡・相談が必要と伝える。

「報告」

56歳で発病後入院が必要といわれるが、保証人が居ないので入院が出来ないという。民生委員にも相談し、支度を整えて入院準備をする。壊疽が進み

両足を膝から下を切断するといわれ、手術代は民生委員の協力で補償されたが、今後の相談を民生委員とし、アパートの部屋を一階にいただき、退院に備える。退院して1か月で亡くなるが、遺骨をどうするかと市役所から聞かれるが、息子さんが居たはずといて、調べてもらい、実家のお墓に入れていただくことになった。

⑥4号観察の対象者の場合

家族

本人 60代男性・妻・長男（別居）・長女（別居）

事件の概要〈詐欺〉

男性は友人に頼まれて、その人の保証人になったが、その人が夜逃げをしたため負債を返せなくなった。自分の持っていたマンションを担保にするという証を出していたため、家中で夜逃げをする事になった。

家を出る日に、妻とは離婚し自分ひとりであり、布団を運んで欲しいといわれて、夜逃げとは思わず手伝った。さつきの植木鉢を5つも運んであげた。後になって夜逃げと認識した。その時点で、保護観察は終了した。

「助言」

負債に関しては、自分のマンションを担保にしたため、家族はばらばらになるが借金の返済の代わりに自宅を提供した。

「報告」

本人は、気楽に思っていたが、家族は引越しの他、全財産を処分したり、娘の嫁ぎ先に一時居たりで大変であった。

二年たったある日、上野の交番から、このような風采の人を知りませんかと電話が来た。上野駅前の陸橋の下にいた人が、この電話番号を書いたメモとポケットの中に10円玉が入っていた、と連絡があった。すぐに誰かがわかり、娘の家に連絡し、元妻に連絡し、行路病者扱いです、といわれて、外国に居る息子にも連絡して、ぎりぎり火葬に間に合った。さびしい葬儀であった。

なお、これまで五号観察は、担当しなかった。

3. 各ケースにおいて社会資源をどう活用したか

次に、社会資源の活用については、以下のとおり変化してきている。

(1) 昭和 53 年時

保護司はボランティアであるという認識の下、活動していたため、地区の分区長、不明な場合は、研修部長、それでも難しい場合は、保護司会長に相談するというのが普通であった。自分でも民生委員を 17 年経験していたため、民生委員にはいろいろな支援を取り扱っていただけたのである。

守秘義務が厳しく、他の団体との連携は考えられなかった。

区の施設を使うときも、名前に保護司会とは書かなかった。

(2) 平成 11 年時

保護司法改正により、保護司の組織活動への実費弁償が創設された。

社会を明るくする運動が大きく変化してきたため、保護司というボランティアを自己紹介する事ができるようになったのである。

保護司は更生保護の積極的な後方支援が出来るようになった。

保護司個々の担当した処遇活動と、組織体の活動〈社会を明るくする運動・薬物乱用防止の広報活動〉が保護司活動の組織として重要になったのである。

この時期から責任ある機関・団体として積極的な情報の連携が必要になってきた。

- ① 保護司の情報交換（地域処遇会議）
- ② 関係機関・団体との情報交換（警察・社会福祉協議会・民生委員会）
- ③ 関係機関・団体との処遇協議（少年センター・更生保護施設）

対象者との接触手段が多様化し、固定電話・手紙・メモ・面談・携帯電話での連絡・メール・SNS の利用がでてきた。

個人情報保護、保護司の情報拡散の対策が一層重要になったのである。（パソコン利用に対する情報の流出の危険）

(3) 平成 28 年時

難しいケースがあると、主任官にまず相談するようになった。

法律が改正されて、認識が違うことが起きて問題が複雑になってきているためかもしれないが、会長や研修部長に、聞いても返事がすぐにくることはまず無くなった。

社会資源が活用されるようになった。民生委員との連携や各地で活躍されている地域の団体（青少年育成委員会・母の会・BBS 会）との連携・更生保護施設などとの連携が、大いに役に立ってきていることが、感じられるようになった。

社会福祉協議会との連携もうまくいくようになった。

現在は、更生保護に必要な対象者の衣類まで、協力依頼が出来ている。

また、更生保護施設との連携で効果があったと思われることは次のとおりである。

- ① 高齢の寮生とガーデニングクラブを発足し、仕事が無い寮生の生きがいが出来たこと。
- ② 更生保護施設で料理の講習会を行い、独立してから役に立ったといわれたこと。
- ③ クリスマス会を共同で行って、お互いに自分の作業が終わってから人の作業も自発的に手伝う習慣が出来たこと。
- ④ コンサートを計画した時、純粹に楽しめたと感想を頂いたこと。
- ⑤ 衣類の配布会を本当に喜んでいただけていること。
- ⑥ 更生保護施設への行事を、ブロックごとに連絡をして協力出来るようになったこと。
- ⑦ 行事を重ねるたびに、近隣の町会の人たちと交流が増えていること。

4. 考察

(1) 更生保護の教育に関して、小学生の時から話として歴史を伝えることが必要である。

更生保護女性会員の中で、静岡出身者は地域の偉人として習った金原明善氏のことを知っていて、更生保護活動にすすんで協力しているのは、効果的である。

(更生保護活動の周知)

(2) 保護司の活動は、犯罪者の心のケアをする事が必要であり、なぜ犯罪者になったかを聞きただすのではなく、本人や家族の話聞いて感じ取り、原因を取り除く活動に結び付けていくことが必要と考えられる。原因が貧困からか、障害を持っているのか、家族が普通の教育を理解し、家庭の生活形態が対象者にとって苦痛を伴うことが無かったかを、家族と面会するたびに確認し、関連するサポートが必要かを知る事が大切である。

(関係団体との連携)

(3) 少年対象者の場合、学校に通っていたか・勉強についていけていたか・体の健康状態について等、勉強の支援が必要なら、BBS会の協力、体調が不備なら地域の相談窓口連絡し、検査や手帳や手当てが必要になるため、民生児童委員などにも相談し、学校に行ける状態にするか、または、家に居ることが苦痛の場合は、児童相談所などへの連携も必要になってくるため、家庭のみならず、学校のコーディネーターと連携を持つことが必要になる。各地のコーディネーターは、区役所・市役所に行けば簡単に判るので、親が行かない場合は、保護司が対象者と話し合う中で、必要かどうかを保護司会などでケアの方法を話し合うことが必要である。

学校や先生と合わない場合は、仕事を探すなど、本人と一緒に頑張って対応する事も必要である。学校に行けない少年の場合でも、ボランティア活動の楽しみ等もある。

(少年のサポート活動の充実)

(4) 就職が出来ない者にはハローワークや、協力雇用主制度を教え、失敗する事があっても一部保障されるので、心配せず試してみることが大事と本人にも、雇用主にも話しあう事が大事である。

多くの協力雇用主は、ためし雇用もしていない方が多くいるため、普段から保護司会との連携を強くする事が大切である。保護司は協力雇用主に対し、慣れない雇い方にもサポートが必要である。

(協力雇用主の活用・月一回の連絡会を持つ)

(5) 更生保護施設の職員は、福祉士の数が増えてサポートが細くなるだけでなく、保護司・更生保護女性会の活動にも協力的になって来ている。寮生の指導だけでなく、出寮のあとも困らないように、寄付の衣類の配布・食器の支援・布団等夜具の支援まで気を配っていただけるようになった。更生保護女性会では、寮生の役に立つと思われる品々を集め、更生保護施設での配布会を数多く出来るように準備が進んでいる。

(6) 保護司への教育は、実務の報告書を出すだけと思われて、研修会においても保護観察の終了と同時に対象者との関係は終了と指導されているが、今一番必要な対象者（犯罪者）の心のバリアを如何にはずすことが出来るかが大切と考えている。保護観察の終了後は、こちらからの連絡はしないが、本人から切羽詰った相談が起きたときには、来てもよいとしていることが、再犯率の低下できる瀬戸際であると考えられる。全国に居る保護司 4 万 8000 人、協力雇用主 1 万 6000 事業所、更生保護女性会員が 17 万人も居る上、少年に対する友達活動をしてくれる BBS 会員 4700 人が協力すれば、相談に来て次につなぐ事で、再犯を 40%減らす運動は、可能になるはずである。

退任しても、元保護司として再犯防止にだけは、力を注ぎたいと考えている。

¹ 平成 17 年 7 月 20 日に 10 名の民間有識者からなる「更生保護のあり方を考える有識者会議」が法務大臣の下に立ち上げられた。17 回の会議の他、アンケート調査も実施され、平成 18 年 6 月 27 日、報告書「更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して—」が法務大臣に提出された。この会議を傍聴させていただき、これからの更生保護について、考える時間と機会を頂いた。早速地区において実行したいいくつかの活動の成果は、保護司会のみならず、更生保護女性会の活動においても実践し、更生保護施設との心からの対応へとつながれ、地

区会員の目に見える活動として、多くの協力団体との協働行事へと発展してきている。今後地域の中での更生保護活動を行って行く上で、再犯防止や犯罪予防は、街ぐるみで多くの方の理解を得て行っていかなければならないと考えている。

² しかし、平成 28 年に私が退任する時代になってからは、保護司会側や、保護司を指導する力がその指導者に欠けてきていると感じられたとともに、10 年前の民間有識者からなる「更生保護のあり方を考える有識者会議」で表明されていた観察官側の指導不足については努力が見られ、保護司の相談窓口に関して成果を挙げていると感じることが出来た。